

地域医療支援病院承認要件(紹介率・逆紹介率)

○地域医療支援病院紹介率及び逆紹介率が下表のいずれか一つを上回っていること。

	地域医療支援病院紹介率	地域医療支援病院逆紹介率
ア	80%	——
イ	65%	40%
ウ	50%	70%

○式1 [地域医療支援病院紹介率]

$$\text{地域医療支援病院紹介率} = \frac{\text{①紹介患者の数}}{\text{②初診患者の数}} \times 100$$

○式2 [地域医療支援病院逆紹介率]

$$\text{地域医療支援病院逆紹介率} = \frac{\text{③逆紹介患者の数}}{\text{②初診患者の数}} \times 100$$

注) 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率の算定式において、「紹介患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度の数をいうものであること。

①紹介患者の数

開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(初診の患者に限る。)

②初診患者の数

・初診患者の総数(地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第30条の4に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症狀がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。)

・「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日、一月二日及び三日並びに十二月二十九日、三十日及び三十一日をいい、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前八時まで(土曜日の場合は、正午以降)をいう。

③逆紹介患者の数

・地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数
・診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて照会を行った患者(開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。)

出典: 「医療法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年5月19日健政発第639号)、改正(平成16年7月22日医政発第0722003号)、改正(平成21年9月15日医政発0915第2号)、改正(平成26年3月31日医政発0331第4号)より